

1 公的統計基本計画とは

- ◆ 根拠：統計法（平成19年法律第53号）第4条
- ◆ 目的：公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- ◆ 改定手続：おおむね5年ごとに、統計委員会及び国民の意見を聴いた上で、総務大臣が閣議請議
- ◆ フォローアップ：毎年、基本計画の実施状況を取りまとめて公表するとともに、統計委員会において実施状況を評価

2 第Ⅳ期基本計画の策定

- ◆ 第Ⅲ期基本計画（平成30年3月閣議決定（令和2年6月一部改定））は、令和4年度までの計画期間。公的統計をめぐる社会経済情勢の変化や、公的統計の整備に関する施策の取組状況等を勘案し、第Ⅳ期基本計画（令和5年度からの5年間）を策定

（参考）策定までの経緯

- ・ 統計委員会の令和3年度統計法施行状況に関する審議において、次期基本計画に関する基本的な考え方について審議し（令和4年5月～12月）、その結果が統計委員会の意見（「第Ⅳ期基本計画に関する基本的な考え方～第Ⅲ期基本計画の取組状況等と第Ⅳ期基本計画の基本的方向性～（令和4年12月27日）」）として取りまとめられ、総務大臣へ提出
- ・ 同意見を踏まえ、基本計画の案を作成して、統計委員会へ諮問（令和5年2月1日）。パブリックコメントの結果も参照しつつ、審議が進められ、答申（令和5年3月7日）
- ・ 答申を踏まえ、各府省協議を経て、基本計画の案を取りまとめの上、閣議決定（令和5年3月28日）

(参考) 「第Ⅳ期 公的統計の整備に関する基本的な計画」における 主な厚生労働省関係の項目

参考資料1

別表 今後5年間に講ずる具体的施策「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	実施時期
4 人口や暮らしに関する統計の整備	社会保障費用統計 ◎ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、引き続き情報収集や検討を行い、改善を図る。	令和5年度（2023年度）から実施する。
	国民生活基礎調査 ◎ 国民生活基礎調査のオンライン調査の導入について、全国導入に向けた課題の整理や必要な改善を実施の上、地域別・世帯属性別のオンライン回答状況等、オンライン導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証を行う。	令和7年（2025年）調査の企画時期までに結論を得る。
	人口動態調査 ◎ 人口動態調査について、統計業務の継続性確保の観点からも、オンライン報告システムの改修等を通じたデータ収集・統計作成事務の効率化に継続的に取り組む。	令和5年度（2023年度）から実施する。
6 統計各分野の取組 (1) 雇用・労働環境に関する新たな統計の整備等	毎月勤労統計調査 ◎ 毎月勤労統計調査について、母集団労働者数の推計方法や季節調整法の見直しなど、更なる結果精度の向上を目指し、調査の改善に取り組む。	令和5年度（2023年度）から実施する。
	外国人雇用実態調査 ○外国人の雇用・労働に係る統計の整備のため、具体的な検討を進めつつ、新たな統計調査を実施する。	令和5年度（2023年度）から実施する。
6 統計各分野の取組 (6) 教育に関する統計の作成プロセスの整備	21世紀出生児縦断調査 ○ 21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）の調査対象者の進学等を勘案し、関係府省との調整を含め、施策二ーズに即した今後の調査の方向性や調査内容について検討する。	令和5年度（2023年度）末までに結論を得る。

(注) 「具体的な措置、方策等」欄について、「◎」は基幹統計に係る事項、「○」はその他の公的統計に係る事項である。